

次世代育成支援対策推進法に基づく矯正協会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 所定外労働を削減するため、現在実施している「現状把握」及び「ノー残業デー」の継続・強化を図る

<対策>

- 令和7年4月～ 現在実施している所定外労働の現状把握を継続・強化する
- 令和7年4月～ 現在実施しているノー残業デーが形骸化しないよう、告知等による周知を継続する

目標2： 令和12年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 現在実施している年次有給休暇の取得状況について実態把握を継続・強化する
- 令和7年4月～ 現在、一部の部署で実施している有給休暇取得予定表を掲示している職域を広げ、取得促進のための一助とする取組を行う